

**(地方揮発油税法の一部改正)**  
**第八条 地方揮発油税法**（昭和三十年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

**(税率)**

**第四条 地方揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千七百円とする。**

**(申告及び納付等)**

**第七条 省略**

**2 地方揮発油税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の二百八十七分の四十七に相当する税額の地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。**

**(戻入れの場合の地方揮発油税の控除等)**

**第九条 省略**

**2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方揮発油税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の二百八十七分の四十七に相当する地方揮発油税額に相当する金額及び二百八十七分の二百四十に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。**

**3 省略**

**(税率)**

**第四条 地方揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。**

**(申告及び納付等)**

**第七条 同上**

**2 地方揮発油税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する税額の地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十三に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。**

**(戻入れの場合の地方揮発油税の控除等)**

**第九条 同上**

**2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方揮発油税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の二百八十七分の四十四に相当する地方揮発油税額に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。**

**3 同上**

**(延滞税)**

**第十一条 国税通則法**（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方揮発油税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十七に相当する金額及び二百八十七分の二百四十に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方揮発油税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

**(延滞税)**

**第十一条 国税通則法**（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方揮発油税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方揮発油税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

**2 省略**

**2 同上**

(還付及び充当)

第十二条 省略

2

省略

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の二百八十七分の四十七に相当する地方揮発油税の過誤納金及び二百八十七分の二百四十に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の二百八十七分の四十七に相当する未納の地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらに係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十七に相当する金額及び二百八十七分の二百四十に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 省略

(還付及び充当)

第十二条 同上

2

同上

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する地方揮発油税の過誤納金及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する未納の地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十三に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらに係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 同上